

宮崎学園短期大学における研究倫理教育に関する申合せ

平成 28 年 7 月 25 日 決定

平成 29 年 4 月 1 日 改定

1. はじめに

新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日付け文部科学大臣決定)の運用が平成 27 年 4 月 1 日から開始された。研究活動の不正に関しては、研究者(教員)個人の責任は当然として、研究機関が責任を持ち、組織を挙げて取り組むことが必要となる。

本申合せは、ガイドラインに基づき宮崎学園短期大学(以下「本学」という。)において研究に関わる者等が、受けるべき研究倫理教育について定めるものである。

2. 研究倫理教育の総括責任者及び教育責任者

学長は、研究倫理の向上及び不正行為の防止に関し、全体を統括する権限と責任を有する者(総括責任者)として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講ずるものとする。

研究倫理教育責任者は、学長並びに学科長をもって充てる。

3. 研究倫理教育の受講に係る対象者及びプログラム

受講対象者は、本学の研究者(教員)及び研究に関係する事務職員とする。

また、科研費の配分により行われる研究活動に参画する研究代表者、研究分担者は、交付申請前までに、下記プログラムを受講し「修了証書」を総務課へ提示し確認を受ける。

○プログラム

日本学術振興会「研究倫理 e ラーニング」

<https://www.netlearning.co.jp/clients/jsps/top.aspx>

教育責任者は、上記プログラムとは別に、研究倫理教育を定期的実施する。

実施計画については、別に定める。

ただし、卒業論文等学生については、指導教員または教務部所属教員による。

○テキスト

独立行政法人 日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会
丸善出版株式会社

4. 受講管理

研究倫理教育の受講管理は、総務課が所掌する。

附 則

この申合せは、平成 28 年 7 月 25 日から実施する。

この申合せは、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。